

## 「益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」

### 設立趣旨（案）

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫した水により家屋の倒壊や流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。

今後も気候変動の影響により、このような河川的能力を上回る洪水の発生が増えていくことが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会の会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申があり、河川施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」が国土交通省において取りまとめられました。

このビジョンに基づき、平成 28 年から国土交通省では 一級河川の直轄管理区間について国・県・川沿いの市町村が連携して活動する減災対策協議会を設立し、減災への取り組みを推進されています。

そのような中、平成 28 年 8 月、相次いで発生した台風による豪雨で、北海道や東北地方の中小河川において甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川<sup>おもとがわ</sup>では、高齢者施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど痛ましい被害が発生しました。

これを機に、平成 29 年 1 月、社会資本整備審議会の会長から国土交通大臣に対し「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、都道府県の管理河川においても河川管理者と川沿いの市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申されました。

これを踏まえ、県が管理する河川においても、国・県・市・町などの関係機関が連携・協力して、減災に向けた目標を共有し計画的な取り組みを推進する「益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を設立します。

## 益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

### 益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会 規約（案）

#### （名称）

第1条 本会は、「益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 益田圏域県管理河川における堤防決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、国・県・市町など関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進することにより、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

#### （協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 二 逃げ遅れによる人的被害をなくす、地域社会機能の継続性を確保することを実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

#### （協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、島根県益田県土整備事務所長が各委員と調整のうえ招集する。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

#### （幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、島根県土木部益田県土整備事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成 29 年 月 日から施行する。

益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

(委員)

益田市 市長  
津和野町 町長  
吉賀町 町長  
国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 所長  
気象庁 松江地方気象台 台長  
島根県 益田県土整備事務所 所長  
津和野土木事業所 所長

(オブザーバー)

国土交通省 中国地方整備局 河川部  
島根県 防災部 防災危機管理課  
島根県 土木部 河川課

益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会 幹事会

(構成員)

益田市 総務部 危機管理課長  
津和野町 総務財政課長  
吉賀町 総務課長  
国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長  
気象庁 松江地方気象台 防災管理官  
益田広域消防本部 警防課長  
島根県 益田県土整備事務所 企画調整スタッフ 統括調整監  
津和野土木事業所 調整監

(オブザーバー)

国土交通省 中国地方整備局 河川部  
島根県 防災部 防災危機管理課  
島根県 土木部 河川課